

第1回 子どもに関する政策討論会議（議事概要）

日 時：令和5年7月10日（月）11:53～11:59

場 所：議事堂6階 601 特別委員会室

出席者：子どもに関する政策討論会議 委員12人
議会事務局

小西企画法務課長、早川政策法務監兼班長 ほか

資 料：事項書

資料1 運営要綱

資料2 委員名簿

中森座長

ただいまから第1回子どもに関する政策討論会議を開会いたします。子どもに関する政策討論会議運営要綱第5条第1項の規定に基づき、議長である私が座長を務めさせていただきます。

なお、運営要綱については、三重県議会基本条例第14条第2項の規定に基づき、議長として資料1のとおり定めましたので、御承知おきください。

また、委員名簿を資料2のとおり作成しましたので、御確認よろしくお願いたします。

それでは、最初に、座長として私から一言御挨拶申し上げます。この度は皆様方にはこの会議の委員として参加していただくこととなりました。かねてよりこの政策討論会議は、代表者会議で新政みえさんからの御提案を基に、議会基本条例で設置することとさせていただき、先の議会で議決をさせていただきました。非常に重要な会議でありますので、メンバーの皆様方にはこの会議の運営や、そして積極的な発言、そして最後にはしっかりとまとめていただくことも重要でございますので、御忌憚^{たん}のない御意見をいただきながら、この会議を進めたいと思います。

なお、今日は発会ということもございますので、発会に留めていただきたく存じます。次回からしっかりとした論議を進めてまいりますので、後ほど皆様方に御提案させていただきますので、それまでにしっかりと皆様方の心を一つにさせていただきながら構想を練っていただき、方向性を一つに持っていきたいと思っておりますので、御協力よろしくお願いたしたいと思っております。

次に、本政策討論会議の進め方について、2点確認をいたします。

1点目、本政策討論会議は要綱第9条の規定に基づき、公開とすることとされておりますので、御了承願います。

2点目は、本政策討論会議における議事の概要を、本政策討論会議と同様に三重県議会基本条例第14条第1項の規定に基づき設置された「再生可能エネルギーに関する検討会」などの例に倣い、各委員に内容確認をした上で、発言した委員の名前を明らかにした形で県議会のウェブサイトに掲載することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、そのようにいたします。

次に、今後の進め方について御協議願います。

本政策討論会議は、去る6月30日、議決により設置されたところであり、その設置目的は「子どもに関する喫緊の政策課題について、子どもに寄り添った政策立案及び政策提言に関する調査及び検討を行うため」であります。

この調査及び検討がより有意義なものとなるよう、本政策討論会議の進め方として、まず次回の政策討論会議において、どのような分野に特に重点を置くか、また、どのような調査を行うか、さらには最終的に何を目標とするか、など、本政策討論会議の方向性について御協議いただき、その後、具体的な調査を行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

「異議なし」との言葉をいただきましたので、そのようにいたします。

次に、次回の政策討論会議の内容について御協議願います。次回の政策討論会議では、先ほど御協議いただいたとおり、本政策討論会議の方向性について御協議いただくとともに、今後のスケジュールについても御協議いただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

では、そのようにいたします。なお、次回の本政策討論会議の方向性の協議に向けて、本政策討論会議に対する意見を確認するため、本日の政策討論会議終了後に委員の皆様方に意見シートをお配りいたします。そちらに意見の記入をお願いいたしたいと存じます。

いただいた意見シートについては、事務局で集約し、次回の政策討論会議の資料とした上で、各委員に御説明いただくことを考えておりますので、御承知

おきください。

なお、次回以降の日程については、この後、委員協議で御協議いたしたいと存じますので、よろしくお願いたします。

御協議いただくのは以上でございますが、皆様方から今何か御発言はありますか。

ないようでございますので、第1回子どもに関する政策討論会議は閉会いたします。

委員の方は御協議いただきますので、お残りいただきたいと思います。委員以外の方は御退席ください。

(以上)